



国海安第45号
平成25年6月28日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局

安全基準課長

平原 祐



船舶設備規程の一部改正について（通知）

船舶設備規程の一部を改正する省令が平成25年6月28日に公布されたので、
ご了知頂きますようお願い申し上げます。

また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い申し上げます。



平成25年6月
国 土 交 通 省
海事局安全基準課

船舶設備規程の一部改正について

1. 改正の経緯

2006年の海上の労働に関する条約（以下「海上労働条約」という。）は、これまで国際労働機関（ILO）にて採択されてきた船員の労働に関する条約等を、作成以後の社会情勢や技術の進展を踏まえた見直し及び条約相互間の重複の解消を行った上で、船員の労働条件に関する統一的な国際基準として整理・統合するとともに、当該基準の実効性を高め、船員の労働環境の向上及び海運市場における国際的基準に基づく公正な国際競争の確保を達成することを目的として、平成18年2月にILOの海事総会において採択された条約です。

これを受けた我が国としての当該条約の締結及び国内法令化の検討結果を踏まえ、第3. 1規則の内容は船舶の設備に関する要件であることから、海上労働条約の要求を国内的に担保するため船舶設備規程（昭和九年逓信省令第六号）について所要の改正を行うものです。

※ 現行の船舶設備規程は、海上労働条約の策定のために整理・統合された条約の1つである「船内船員設備に関する条約（第92号）」に基づき、船内の居住設備等に関する要件を規定。

2. 適用対象船舶

遠洋区域、近海区域又は沿海区域を航行区域とする船舶（総トン数200トン未満の船舶であって国際航海に従事しないもの及び二時間限定沿海船を除く。）であって、海上労働条約が我が国において効力を生じる日以後に建造着手された船舶（以下「海上労働条約適用船」という。）

※ 漁船、軍艦等は非適用

3. 改正の概要

①船員室等の天井の高さ

船員室等（居住諸室、衛生諸室、無線電信室等をいいます。）の天井の高さは、2.03メートル以上としなければならないこととします。

②船員室等の位置

船員室等を最高航海喫水線より上方に設けなければならない船舶の対象範囲を海上労働条約適用船に拡大します。ただし、旅客船などの船舶の大きさに比べ船員定員又は最大搭載人員の多い船舶等については、対象外とします。

③空調設備の設置

居住諸室及び船橋等を有効に冷暖房及び換気することのできる空気調和装置等を備えなければならないこととします。

④照明設備の設置

船員室等は、自然光に加え、人工の照明設備により適切に照明されなければならぬこととします。

⑤船員室の定員

船員室の定員は原則として1名としなければならないこととし、船員の区分に応じてその最低床面積を定めます。

⑥寝台の長さ及び幅の拡大

船舶に備え付ける寝台の寸法は長さ198センチメートル、幅80センチメートル以上でなければならないこととします。

⑦食堂の設置

食堂を設けなければならない船舶の対象範囲を海上労働条約適用船に拡大します。

⑧衛生設備の設置

衛生設備を設けなければならない船舶の対象範囲を海上労働条約適用船に拡大するとともに、洗濯設備並びに船員定員6名ごとに1つ以上の浴室、大便器及び洗面設備を備えなければならないこととします。

⑨事務室の設置

独立した事務室を設けなければならない船舶の対象範囲を海上労働条約適用船に拡大します。

⑩その他

その他所要の改正を行います。